

### (1)とうもろこしのアワノメイガ

近年、道央地域を中心に子実用とうもろこしの栽培面積が拡大している。生食用と用途が異なる加工用や飼料用（サイレージ用・子実用）では、これまで薬剤防除が行われることが少なかったが、令和6年、アワノメイガが多発し、生食用のみならず加工用、飼料用でも被害が問題となった。令和7年も前年に引き続き各種用途のとうもろこしで本種による被害が多発した。本種は、幼虫が雌穂に侵入し子実を食害する他、茎内に食入して折損させるとともに食入部より上の部位を枯死させ、茎の被害により機械収穫が困難となる。また、飼料用の子実とうもろこしでは本種の被害によりカビ毒発生リスクの増加も懸念されることから、防除が推奨される。

これまで、道内における本種の発生は年1回で7月中旬から8月中旬、一部地域で9月上旬に2回目の発生があるとされており、本種を対象とした防除時期は成虫発生盛期の7月上旬とその10日後の2回とされていた。しかし近年、本種は全道的に年2回の発生となっており、1回目はこれまでより早い6月上旬から7月中旬に、2回目は8月上旬から9月下旬に発生が認められている。このため本種の発生に合わせた防除開始時期は早まっており、防除が必要な時期が2回あると考えられる。1回目は第1回成虫発生盛期の6月下旬から7月上旬、2回目は第2回盛期の8月中旬から9月上旬となる。また、とうもろこしでは、本種に加えてオオタバコガも防除対象となること、用途や品種、作型により早晚が異なっていることから、雌穂を効果的に防除するため作物の生育ステージに合わせた薬剤散布が行われることが多い。道外の知見によると、雌穂の被害を防ぐためには絹糸抽出期頃の殺虫剤散布、追加防除する場合は1回目散布の7～10日後頃に散布することにより、高い防除効果が得られるとされている。

令和8年の防除に当たっては、加工用や飼料用においても生食用に準じ、前年の発生量や発生予察情報を踏まえ被害が多くなると予想される場合は防除を実施する。薬剤散布は、本種の発生時期にあわせて散布適期を失しないよう注意する。また、終齢幼虫は潜入した稈の内部等で越冬するため、収穫後は速やかに残渣を処理し、越冬密度を下げることも重要である。



写真 左:アワノメイガによる茎の食害 右上:成虫 右下:幼虫(道総研 原図)